

厚生労働大臣の定める揭示事項

I 入院基本料に関する事項

当院では、「緩和ケア病棟入院料2」の届出をしております。
日勤、夜勤合わせて入院患者7人に対して1人以上の看護配置をしております。

II 入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の整備を行っております。

III DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる【DPC対象病院】となっております。
※医療機関別係数：1.5036（基礎係数：1.0451+機能評価係数Ⅰ：0.3488+機能評価係数Ⅱ：0.0656+救急補正係数：0.0441）

IV 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成28年2月1日より領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。
明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されます。
その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行なう場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。
自動精算機では、明細書の発行の有無を選択できます。

V 入院時食事費を算定すべき食事療養の届出

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、特別管理給食の承認を受けた給食を提供しています。
管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）適温で供与されています。

◆食事提供時間

朝食	午前8：00	昼食	午後0：00	夕食	午後6：00
----	--------	----	--------	----	--------

◆入院時食事療養費の標準負担額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）		510円
		(例外)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300円
●低所得者Ⅱ (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ	入院期間が90日以下	240円
		入院期間が90日超（長期該当者）	190円
該当なし	●低所得者Ⅰ		110円

令和7年12月1日現在
病院長



医療法人徳洲会 鎌ヶ谷総合病院